

本資料は、(財)日本規格協会によって仮訳したものです。
本資料の無断での引用・転載を禁じます。

ISO/TMB/WG SR N82

国連グローバル・コンパクト事務所と 国際標準化機構（ISO）との間の 覚書

国連グローバル・コンパクトは、国連の 191 カ国すべての国家元首と国連総会の支援を受けている、人権、労働、環境及び腐敗防止の分野における国連のボランティアなコーポレート・シティズンシップ・イニシアティブである。

国連グローバル・コンパクト事務所は、基本原則の管理者である 4 つの国連機関（OHCHR、ILO、UNEP、UNODC）及び 2 つの国連の実行機関（UNDP 及び UNIDO）から成る連絡機関チームを含む、国連事務局内の同イニシアチブの調整・支援担当主体である。

国際標準化機構（ISO）は、国家標準化機関の国際的な連盟であり、国家標準化機関及びリエゾン組織によるインプットに基づいてボランティアに、かつ、コンセンサスを得て国際規格を作成する。

ISO は、社会的責任に関するガイダンスとなる国際規格の作成に着手した。

国連グローバル・コンパクト事務所及び ISO（以下、“両当事者” という）は、次のとおり合意する。

第 1 条 目的及び範囲

- 1.1 本覚書の目的は、社会的責任に関する ISO 国際規格及び ISO 活動をグローバル・コンパクトの 10 原則¹と一致し、かつ、グローバル・コンパクトの 10 原則を補完したものにすることを確実なものとするため、両当事者間の協力を確立することである。
- 1.2 両当事者は、相互に協力し合うことに合意する。両者の協力は、社会的責任に関する国際規格の作成、社会的責任に関する ISO 国際規格の販売促進、支援、評価、並びに承認のための活動及び出版物、社会的責任に関する ISO 国際規格の確認、改正又は廃止のための定期的見直しを含む。その協力は、グローバル・コンパクト原則に関する 4 つの分野とそれらの実施にかかわるあらゆる問題を含む。

第2条 合意事項

両当事者は、次のとおり合意する。

- 2.1 社会的責任に関する将来の ISO 国際規格は、国連グローバル・コンパクト及びその 10 普遍原則（附属書 1）と整合が取れている必要がある。
- 2.2 ISO は、社会的責任に関する国際規格の作成及び販売促進に当たって、ISO と MOU を締結している ILO を除く、国連グローバル・コンパクト（特に、国連グローバル・コンパクト事務所及び連絡機関チームの一部を成す中核国連機関）が提起するいかなる懸案事項にも取り組む。
- 2.3 国連グローバル・コンパクトは、社会的責任に関する国際規格の作成のすべての段階でコメントする権利を有し、ISO は、国際規格草案をより広範なグループに回付すると同時に、その国際規格草案に対する国連グローバル・コンパクトのコメントをすべての ISO 正式加盟国、社会的責任に関する ISO 作業グループの D リエゾン組織及び技術管理評議会に回付することを確約する。
- 2.4 ISO/IEC 専門業務用指針第 1 部に則して、ISO は、社会的責任に関する国際規格の最終案について、国連グローバル・コンパクト事務所及び事務所を通して、主要な国連機関（ISO と MOU を締結している ILO を除く）の全面的かつ正式な支持を求める。
- 2.5 国連グローバル・コンパクト事務所が支持しない場合、ISO は、SR WG に参加しているすべての ISO 正式加盟国、社会的責任に関する ISO 作業グループの D リエゾン組織及び技術管理評議会に対し、そのコメントを伝達する。

第3条 相互協議

グローバル・コンパクト事務所及び ISO は、本 MOU の合意事項の相互達成を促進することを目的として、共通の関心事に係る活動について必要に応じ定期的に協議する。

第4条 参加

- 4.1 両当事者は、社会的責任に関する国際規格の作成に関して、国連グローバル・コンパクト事務所が CAG を含む関連作業グループへの全面的に参加することに合意する。
- 4.2 両当事者はまた、グローバル・コンパクト原則及び手順のなお一層の作成に関して、ISO の関係する代表者が適切な国連グローバル・コンパクト機関に参加することに合意する。
- 4.3 本 MOU におけるいかなる規定も、書面による他方の事前の同意を得ずして、一方の当事者が他方の当事者のロゴを使用することを許容していると解釈してはならない。

第5条 情報交換

国連グローバル・コンパクト事務所又は ISO は、本覚書の合意事項に関するすべてのプレスリリースの発表前に、プレスリリース案を互いに承認する。

第6条 作業取決め

グローバル・コンパクト事務所の執行責任者及び国際標準化機構の事務総長又は正当に委任されたそれらの代表者は、本覚書の規定の実施のため、適切な作業取決めを作成することができる。

第7条 その他の規定

- 7.1 本覚書は、社会的責任に関する国際規格の作成及び促進、並びに国際規格の確認、改正又は廃止のための定期的見直しの期間について、両当事者が締結したものである。
- 7.2 両当事者は、本覚書でのコミットメントに関して生じる意見の不一致については、直接的な非公式協議によって友好的に解決するようあらゆる努力を払わなければならない。

7.3 本覚書は、書面による 90 日の事前の通告によって、いつでも解除することができる。

7.4 本覚書は、両当事者の正式に授権された代表者による署名の日に発効する。

Georg Kell
執行責任者
国連グローバル・コンパクト事務所

Alan Bryden
事務総長
国際標準化機構

日付：2006 年 11 月 9 日

日付：2006 年 11 月 6 日

ⁱ 「グローバル・コンパクト」の 10 原則

人権

- 原則 1. 企業はその影響の及ぶ範囲内で国際的に宣言されている人権の擁護を支持し、尊重する。
- 原則 2. 人権侵害に加担しない。

労働

- 原則 3. 組合結成の自由と団体交渉の権利を実効あるものにする。
- 原則 4. あらゆる形態の強制労働を排除する。
- 原則 5. 児童労働を実効的に廃止する。
- 原則 6. 雇用と職業に関する差別を撤廃する。

環境

- 原則 7. 環境問題の予防的なアプローチを支持する。
- 原則 8. 環境に関して一層の責任を担うためのイニシアチブをとる。
- 原則 9. 環境にやさしい技術の開発と普及を促進する。

腐敗防止

- 原則 10. 強要と賄賂を含むあらゆる形態の腐敗を防止するために取り組む。